

ふれあい
魅力あふれる交流のまち

あなん

—第5次 阿南町総合計画—

ダイジェスト版



魅力あふれる 交流のまち

ふれあい

すべての町民が、様々な町の魅力(自然・文化・食・人情など)を共有し、すべての年代を通じて、一人ひとりが自分の個性や環境にあわせて、町の魅力の向上や積極的な情報発信、新たな魅力の創造に取り組むなかで、魅力あふれるまちをめざします。

また、町民の主体的な活動と活発な交流を基盤として、子供たちの夢を育て、高齢者が生き生きと暮らす、にぎわいや魅力に満ちたまちづくりを進めていきます。



阿南町民憲章

- 自然を愛し 水と空気の美しい町にします
- 教育を重んじ かおり高い文化の町にします
- 福祉の輪を広げ 思いやりのある町にします
- 産業をおこし 暮らしのうるおう町にします
- 明るい家庭をつくり 健康で平和な町にします

昭和54年9月18日 制定

計画の性格、体系と期間

計画の性格

この計画は、町の長期的な見通しに立って、町が進むべき方向と目標及びこれを達成するための施策を総合的に明らかにするとともに、町が行財政運営の基本指針として、町行政の各分野における施策の推進に当たっての総合性、計画性、実効性を確保するものです。この計画の実現のためには、国・県などの関係機関に対して、積極的な支援、協力を要請するとともに、町民や各種団体、企業等の理解と協力を求め自立的な行動の展開を期待するものです。

計画の体系と期間

本総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び別に定める「実施計画」の3つをもって構成します。

基本構想

基本構想では、まちづくりの根本にあるものとして基本理念を描くとともに、まちづくりに取り組む姿勢を示すものであり、計画期間は、平成18年度から10年間とし、目標年度を平成27年度とします。



基本計画

基本計画では、基本構想に掲げた基本理念の実現に向けて実施する施策を体系的に定めるもので、前期基本計画の計画期間は、平成18年度から5年間とし、目標年度を平成22年度とします。



実施計画

基本計画に位置つけた施策の実施にあたり、具体化を図るための事業と、その事業費及び実施年度を明らかにするものです。計画期間は3年間とし、毎年度点検・見直しを行うものとします。



まちづくりの基本方針



ふれあい
交流を基盤に創造する活力あるまち

- 豊かで安定した町民生活を確保するために、地域・技術・情報などの交流を基盤として、産業の振興に努め時代のニーズに応えた「新たな産業」の創造にも積極的に取り組みます。
- 地域の特性や時代の変化に対応した行政サービスの充実のため、簡素で柔軟な行政組織を構築し、職員の意識改革・資質向上を図り、行財政運営の効率化に努めます。

- ①農業の振興
- ②林業の振興
- ③水産業の振興
- ④商業の振興
- ⑤工業の振興
- ⑥都市との交流と観光の振興
- ⑦簡素で効率的な行財政運営と広域行政の推進（徹底した行財政の効率化・行政改革の推進と職員資質の向上、広域行政の推進）

みんなで支え合い、安心して暮らせるまち

- すべての町民が家庭や地域で交流、支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会をつくれます。
- 生涯にわたって心と体の健康づくりに取り組むことができる機会や場づくりを進めます。
- 保健・医療・福祉分野が連携し、町民が必要なときに適切なサービスを受けることができる総合的な取り組みを行います。

- ①社会福祉の充実（地域福祉の向上、高齢者福祉と障害者福祉の充実、子育て支援対策と児童福祉の充実）
- ②健康づくりの推進
- ③保険・医療の充実

自然と人との共生をめざし、豊かな自然を町の魅力としたまち

- 豊かな自然を保全し、未来へと引き継ぐことは私たちの責務です。緑と清流を愛し、環境に配慮したまちづくりを推進します。
- 自然と共生し環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けて取り組みます。

- ①豊かな自然環境の保全
- ②清らかな水環境の保全
- ③美しくやさしい生活空間づくり
- ④循環型社会の構築の促進（一般廃棄物処理対策・産業廃棄物処理対策の促進）
- ⑤環境にやさしいエネルギー対策の推進（新エネルギーの普及啓発、省エネルギー対策）

**きめ細やかな
安全性、快適性を
高めるまち**

- 快適に安心して住み続けることのできる、住みよい、うるおいある生活空間づくりを進めます。
- 災害や事故等から町民の生命・財産を守るため、防災体制の整備や町民・関係団体・行政が一体となった防犯や交通安全対策を推進します。
- 生活道路・上下水道・ごみ処理など生活に不可欠な施設の整備や安全性の確保、若者定住を目的とする住宅整備に取り組みます。

- ①総合的な防災対策の推進（安全・安心の町土づくり、消防組織の整備と強化・防災対策の充実）
- ②道路・交通体系の整備（道路交通網の整備、公共交通機関の確保と充実）
- ③生活環境の向上（住宅整備の促進、結婚対策の推進、公園の整備の充実、消費者行政の充実）
- ④交通安全・防犯対策の促進（交通安全対策の促進、防犯対策の促進）
- ⑤上下水道の整備・充実
- ⑥地域情報化の推進（情報化の推進・CATVのデジタル化の促進）

**豊かな心を育み、魅力的な
町民が主役のまち**

- 「町民が主役のまちづくり」町民の声が見える、創造性豊かなまちづくりを進めるため、町民自らがまちづくりへ積極的に参加し、行動できる環境づくりを進めます。
- 誰もが平等に参加し、尊重される社会を実現していくことが求められています。個性や価値観をお互いに認め合う、豊かな心を育む社会をつくれます。
- 「まちづくりは人づくり」を原点として、生涯にわたり学び、郷土文化やスポーツに親しむ機会の充実を図り、豊かな心と健やかな身体を育みます。

- ①町民参画社会の構築（協働のまちづくりの推進、男女共同参画社会の推進、高齢者・障害者が活躍する社会の形成、ボランティア・NPO活動の振興、国際性豊かな地域づくり）
- ②人権尊重の推進
- ③生涯学習の推進（社会教育の充実、学校教育の充実）
- ④青少年健全育成の推進
- ⑤スポーツと文化の振興（スポーツ振興、文化財保護と地域文化の振興）
- ⑥コミュニティの推進

土地利用計画

- 魅力的な快適生活環境の確保や荒廃農地の拡大防止など活力ある産業の振興をめざした総合的な土地利用に努めます。





阿南町